(8)
届　　出　　日　平成28年10月12日
届　　出　　者　アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー
住所又は所在地　アメリカ合衆国ニューヨーク州　10036-6530　ニューヨーク市　タイムズ・スクエア５

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2016年10月１日	役員の氏名	サミュエル・ジョンソン	ゲーリー・Ｌ・ベルスク

(9)
届　　出　　日　平成28年10月12日
届　　出　　者　プライスウォーターハウスクーパース・アカウンタンツ・エヌ・ブイ
住所又は所在地　オランダ王国　アムステルダム　1066JR　トーマス　Ｒ．マルトゥスストラート５

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2016年10月１日	役員の氏名	アドリアヌス・ヘルマニュス・マリア・ファン・ヒルス	ミハエル・ド・リダー

(10)
届　　出　　日　平成28年10月12日
届　　出　　者　プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ
住所又は所在地　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ　L-2182　ゲルハルト・メルカトール通り２番地

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2016年９月30日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】HSBC　グローバル・インベストメント・ファンド 【主たる事務所の所在地】ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ　L-1160、アブランシュ通り16番地	―

(11)
届　　出　　日　平成28年10月12日
届　　出　　者　デロイト・エルエルピー
住所又は所在地　カナダ　M5H　OA9　オンタリオ州　トロント　スイート200　アデレード・ストリート・ウエスト22　ベイ・アデレード・センター　イースト・タワー
2016年10月1日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第５２６号
兵庫県尼崎市富松町１丁目18番５号　セシリアコート303号、前住所兵庫県尼崎市富松町１丁目26番33―208号
債務者　村尾　満弘
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀若　浩幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３７７号
名古屋市守山区瀬古東３丁目1504番地　勝美荘１号、従前の住所名古屋市守山区瀬古東１丁目1308番地
債務者　中村シトミ
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河村　玲奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５１３号
名古屋市中村区中村中町１丁目12番地の３　サンハイツエンゼル401号
債務者　足立和歌子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２５５号
さいたま市岩槻区南平野２丁目18番地９
債務者　小松　　良
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　敏男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月23日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４２号
札幌市中央区南18条西８丁目２番10号　伊藤マンション101号
債務者　伊藤　　浩
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　七尾　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８９０号
京都市左京区川端通仁王門下る新丸太町78番地３　加も川寿　２階200号室、前住所京都市東山区新橋通大和大路東入２丁目橋本町398番地３　祇園神聖ビル１Ｆ
債務者　祇をん　つく田こと　佃　喜美男
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩見　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２５４号
名古屋市名東区猪高台２丁目1211番地　アーク猪高台101号
債務者　浅谷　康勝
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１５３号
大阪市東淀川区菅原２丁目９番５号　クラウンハイム菅原　502号
債務者　出口　圭子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　叶　　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部